

石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

85百万円（41百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害制度については、その創設時、国会において、最新の医学的知見の収集等に努め、その結果を踏まえて、必要があれば制度の見直しを行うよう求められている。

指定疾病である中皮腫や肺がんの診断方法については医学的知見が十分確立されているとは言えず、専門家でも診断に困難をきたす場合が少なくない。

適切な診断手法の確立のためには、症例を蓄積し、臨床・画像・病理等の各分野が連携して解析・検討を行うことが重要である。平成22年度においては、継続するテーマに加え、新たに特殊な中皮腫の鑑別診断方法、石綿小体数計測による認定基準の追加に関する調査を実施して解析・検討を行い、その成果を医療関係者に還元することによって、迅速かつ適確な診断に資する。

2. 事業計画

区 分	19	20	21	22	23	24	25
医学的所見解析調査						→	→
女性の腹膜中皮腫の解析	→						
石綿による肺がんの解析						→	→
腹膜中皮腫及び細胞診による解析		→					
石綿小体計測に関する精度管理			→				
中皮腫の病理組織分類、分子生物学的な指標						→	→
特殊な中皮腫の鑑別診断方法に関する調査						→	→
石綿小体計測による認定基準の追加に関する調査						→	→
調査結果の医療関係者に対する還元事業						→	→

3. 施策の効果

研究によって得られた検査・診断方法に係る成果を医療従事者に還元することにより、医療機関においてより正確な診断が行われ、迅速な救済がなされることが期待できる。また、制度を見直す際の参考となる知見を得ることができる。

石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業

指定疾病(中皮腫、肺がん)について、救済制度で認定された症例や医療機関において診断された症例から、疾病の進展、検査・診断の状況及びその結果に関する情報を収集し、これらを解析する。

得られた結果について、石綿関連疾患を取り扱うことの多い全国の医療機関に対し、講習会等によって、普及啓発を図る。

